

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月10日(月)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室 AB
- 3 出席委員(農業委員13名+推進委員2名)

農業委員(13名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、4番 榎本良樹、5番 水上昭和、
6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、9番 安河内龍一、
10番 本田瑞希、11番 宮野和男、12番 本田孝光、13番 渡邊三郎、
14番 舟越俊茂

推進委員(2名)

4番 因 泰光、14番 大和秀寛

- 4 欠席委員(欠員は農業委員1名)
3番 山本 隆、

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 議案第36号 国土調査事業に伴う非農地証明願について

第3 報告事項

- (1) 報告第21号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第22号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典
係長 佐野 史晃
主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 長 ただ今から、令和6年度第11回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中13名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。13番 渡邊委員、14番 舟越委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。
まず、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号1番につきましては、事務局より説明をお願いします。

局長 1ページ議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 名義変更となるので、問題ないと思います。申請人お二人はおじさんと甥っ子の関係です。交換にしては面積が違いますが、交換というよりは名義変更になります。父親から譲り受けたときに適当に分けていたものを、整理している状況です。

議長 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 うちうちのことなので、問題ないと思います。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 農機具を持たれていないので、どう耕作されていたのかと思ひまして。

委員 実際は他の人にしてもらっていたようです。2年位ハウスでネギをされていたようですが、できなくなり放棄されて、ハウスは草が生い茂った状態でした。

議長 地元でも協議していましたが、1年ほど前から放棄されており事業縮小という話になっておりました。我々も遊休農地になるのではないかと心配していたところでありました。

議長 その他ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議長 つづきまして、議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

局長 9ページ議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、10ページ農地法第4条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さんは本人でございますので、担当地区の農業委員さん、本案件についての意見をお願いいたします。

委員 まわりに田んぼもないので、問題ないと思います。

議長 事務局からの説明及び、農業委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議長 つづきまして、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

局長 18ページ議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、19ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委員 県道の反対側にトレーラー等がたくさん置いてあり、そこがいっぱいになったので申請が出てきたものと思いますので、問題ないと思います。

議長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委員 以前からあった話で、今回出されている分については、手狭で従業員の駐車場がないため、申請に至っております。道路を挟んでおり、河川の手前であるので問題ないと思います

議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議長 次に、議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

局長 25ページ議案第35号 農用地利用集積計画の決定につきまして、26ページをご覧ください。こちらは機構からの所有権移転となります。

【説明】

つづきまして、27ページをお願いします。

【説明】

つづいて、28ページをお願いします。

【説明】

つづきまして、29ページをお願いします。

【説明】

30ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

継続分は他99件で合計277筆、面積が368,911㎡となります。

次に59ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分になります。

【説明】

新規分は、他41件で合計115筆、面積が157,868㎡となります。

2月分、継続、新規合わせて392筆、面積526,779㎡となっております。以上でございます。

- 議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 4月から機構がはいるが、土地の値段は双方の協議で決めるのですか。
- 議 長 話の中に機構はは入りません。書類上ではいることになるということです。
- 委 員 借賃の価格に差があるなど思いまして。
- 委 員 見たときに私も感じました。やはりその土地ごとの良い悪いがあるのでですね。
- 議 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されましたので、農政課の方へ回答します。
- 議 長 次に、議案第36号、国土調査事業に伴う非農地証明願について上程し

ます。事務局説明をお願いします。

局長 71ページ議案第36号 国土調査事業に伴う非農地証明願につきまして、国土調査法に基づく地籍調査を実施した結果、非農地と認められる用地として、承認を求めるものであります。

72ページをご覧ください。こちらは宮若市国土調査事業実施計画図となっており、この区域が調査地区となります。73ページをご覧ください。国土調査事業に伴う不許可転用確認調書となります。調査地区としましては山口地区の一部(22-1地区)となっており、非農地対象筆数は256筆となっています。74ページ以降が調書の一覧表でございます。

【説明】

今回は、転用確認となりますので、変更後の地目が、国土調査を行った結果、農地以外に変更されている一覧として提出されたものです。

今回この調書が全部で2地区ございます。105ページからが本城の一部(22-2地区)191筆となっています。

これらのものにつきましては国土調査係において、当該現況地目に変更するということで、法務局と協議後、登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。

議長 ただ今事務局より説明を受けましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手してください

委員 はじめの地図が小さく場所がわからないので、もう少し場所の分かる資料をお願いします。

係長 かしこまりました。

議長 その他、質問・意見等ございませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第21号、農地法第18条第6項の合意解約について
報告第22号、非農地証明願の届出について、一括して事務局より説明をお願いします。

局長 125ページ、報告第21号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、126ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他104件合計297筆、面積は合計で372,462㎡の合意解約となります。

引き続き、140ページ報告第22号 非農地証明願の届出につきまして、141ページをご覧ください。
非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくお願いいたします。以上となっております。

議長 ただ今の事務局からの報告第21号、第22号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

議長 よろしいですか。ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和7年2月10日（月）